(事後評価)

 資
 料
 4

 令
 和
 7
 年
 度
 第
 3
 回

 関
 東
 地
 方
 整
 備
 局

 事
 業
 評
 価
 監
 視
 委
 員
 会

富士川地方合同庁舎

令和7年10月9日 国土交通省 関東地方整備局

目次

1.	事業の目的・概要		1
2.	事業の経緯と周辺状況		2
3.	事業目的の達成状況		4
4.	今後の事業へ活かすい	ッスン ・・・・・・・・・ 1	13
5.	まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· • • · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4

1. 事業の目的・概要

(1)事業の目的

行政サービスの向上

- ・ 耐震性能の不足、老朽、狭あい等の解消により施設 利用者の利便性、安全性、業務効率の向上を図る。
- ・ ユニバーサルデザインを取入れたバリアフリー庁舎 として整備を図る。

国有財産の有効活用

・ 町内に分散している官署を集約・立体化することで 国有財産の有効活用を図る。

地方公共団体との連携

・ 富士川町と連携し、富士川町シビックコア地区の 中核施設としてまちづくりへの貢献を図る。



(2)事業の概要

みなみこまぐんふじかわちょうかじかざわ

- 事業地 山梨県南巨摩群富士川町鰍沢2322
- 敷地面積 3, 936㎡
- 延床面積 3, 918 m (全体 5, 221 m)
- **構 造** 鉄筋コンクリート造 地上5階建て
- **事業期間** 平成29年度~令和4年度 (2017年度~2022年度)
- 総事業費 約14億円 (全体 約21億円)

入居官署の旧庁舎における概要

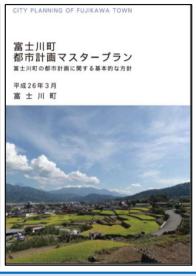
入居官署 建築年次	延床面積	計画理由 ※新規採択評価時	旧庁舎の状況
鰍沢区検察庁 (昭和42年)	313 m ²	老朽、地域連携	
法務局鰍沢支局 (昭和50年)	852 m ²	老朽、地域連携、施 設の不備	
鰍沢税務署 (昭和50年)	821 m²	老朽、地域連携、施 設の不備	
鰍沢公共職業安 定所 (昭和42年)	361 m²	老朽、狭あい、地域 連携、施設の不備	
鰍沢労働基準監督署 (昭和47年)	342 m²	老朽、地域連携、施 設の不備	THE REAL PROPERTY.

2. 事業の経緯と周辺状況

(1)事業の経緯

関東地方整備局





H18.1 (2006.1)

「鰍沢町シビックコア地区整備計画 |

H21.9 (2009.9)

閣議決定 「平成22年度予算編成の方針について」(抜粋)

各大臣は、**既存予算についてゼロベースで厳しく優先順位 を見直し、**できる限り要求段階から**積極的な減額**を行うこ とする。

H28.8 (2016.8)

富士川地方合同庁舎 新規事業採択

工事着手

R3.1 (2021.1)

R3.9

(2021.9)

R5.3 (2023.3) 富士川地方合同庁舎 再評価

工事完了

富士川町

H11 (1998)

「中心市街地活性化基本計画」 策定

「鰍沢町シビックコア地区整備検討委員会」 を開催

平成12年度 平成12年12月 第1回

第2回 平成13年 3月

平成13年度 第1回 平成13年10月

第2回 平成14年

第3回 平成14年 4月

協議

同意

「鰍沢町シビックコア地区整備計画 | 策定

H22.3

(2010.3)

「富士川町シビックコア地区」 に名称変更

「シビックコア地区推進連絡協議会| を開催

> 第1回 平成29年 7月

> 第2回 平成30年11月

第3回 令和 元年12月

2. 事業の経緯と周辺状況

(2)シビックコア地区整備計画

シビックコア整備計画について

中心市街地活性化の核として国の合同庁舎誘致と周辺の市街地整備を一体に進める区域として、 鰍沢町がシビックコア地区整備計画を策定、国土交通省関東地方整備局が平成18年1月24日に 同意。 ※平成22年3月8日に鰍沢町・増穂町が合併し、「富士川町」を新設



シビックコア地区整備の基本方針

- ・町民及び広域圏住民の交流の場の創出
- ・舟運の歴史と大法師公園の桜をモチーフとした まちづくり
- ・安全で安心して暮らせるまちづくり



官公庁施設と地域交流・活性化・情報発信 等の拠点となる賑わい空間を創出する まちづくり



(1)事業の効果等の発現状況

①「事業計画の必要性」に関する評価

計画理由		評点		=== /==
		今回評点	前回評点 (R3再評価)	評価根拠
	老朽	88.0	88.0	各施設とも老朽化が著しい。
	狭あい	1.2	1.2	鰍沢公共職業安定所の狭隘が著しい。
	借用返還	0	0	
	分散	0	0	
	地域連携	7.0	7.0	シビックコア地区内の関連都市整備事業。
7/	立地条件の不良	0	0	
施設の不備		3.9	3.9	鰍沢区検察庁以外の施設は、建築物移動等円滑化誘導基準に 不適合。
法令等		0	0	
(加算要素)	合同庁舎計画	10.0	10.0	
(川昇女糸/	特定国有財産整備計画	0	0	
	合計	110.1	110.1	≥ 100

今回評点:110点



前回評点と同様に「必要性があること」を確認

- (1)事業の効果等の発現状況
 - ②「事業計画の合理性」に関する評価

A.	A.事業案の総費用(千円) 合計 合計						
		建設費	1,504,101				
1.	初期費用	企画設計費	110,483	1,614,584			
		解体費	0				
		修繕費	304,124		0.710.400		
2.	維持修繕費	保全費	778,315	1,293,081	2,710,482		
		光熱水費	210,642				
3.	土地の占用に	係る機会費用		45,785			
4.	法人税等			-242,968			
B.f	弋替案の総費	用(千円)			合計		
		建設費	1,766,527				
1.	初期費用	企画設計費	95,050	1,921,285			
		解体費	59,708				
		修繕費	308,824				
2.	維持修繕費	保全費	854,090	1,319,985	3,083,351		
۷.	作]寸 シ 市貝	光熱水費	157,071	1,313,303	, ,		
		賃料	0				
3.	土地の占用に	係る機会費用	113,378				
4.	法人税等						
差額B-A(千円)					372,869		

- ※分析期間は、庁舎建設期間 及び維持管理期間の50年間
- ※社会的割引率(4%)を用いて現在価値化を行い費用を算定

※採用した代替案

鰍沢区検察庁:建替 法務局鰍沢支局:増築

鰍沢税務署:增築

鰍沢公共職業安定所:建替 鰍沢労働基準監督署:建替

※各施設において建替・増築・ 賃貸から最も有利な方策を 選択

今回評点:100点



前回評点と同様に「合理性があること」を確認

- (1)事業の効果等の発現状況
 - ③「事業計画の効果」(B1)業務を行うための基本機能に関する評価

分			係数				
類	評価項目	今回評点	前回評点 (R3再評価)	評価根拠			
	用地の取得・借用	1.0	1.0	国有地と町有地の土地交換			
	災害防止・環境保全	1.0	1.0	河川氾濫による支障は全て技術的に解消できる見込み			
位 置	アクセスの確保	1.1	1.1	幹線道路に隣接し町の中心部に立地			
	都市計画その他の土地利用に 関する計画との整合性	1.0	1.0	シビックコア地区計画に基づく整備			
	敷地形状等	1.0	1.0	敷地が有効形状、接道あり			
規	建築物の規模	1.0	1.0	業務内容等に応じ、適切な規模となっている。			
模	敷地の規模	1.0	1.0	建築物の規模及び業務内容等に応じ、適切な規模となってい る。			
構造	機能性	1.0	1.0	執務に必要な空間及び機能が適切に確保されている。			
(各	デ 点 (各項目毎の評価を掛け合い×100倍)		110.0	≥ 100			

今回評点:110点



(1)事業の効果等の発現状況

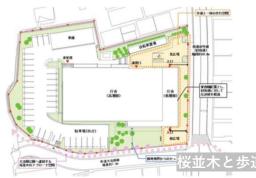
④事業計画の効果に関する評価【B2】(1/3)

	施策に基づく付加機能(B2)							
分類	評価 項目	確保する性能の水準	主な取組内容	前回評価 (R3再評価)				
社会	地域性	・官庁施設の基本的性能基準に基づき、地域の特性とともに、地域の活性化等地域社会への貢献について配慮されている。・官庁施設の基本的性能基準に基づき、地域の特性について配慮されている。	・敷地南側の大法師線と一体的な <u>広場及び歩行空間</u> を設け、 大法師線沿いに連続する <u>桜並木</u> を整備し、 <u>大法師公園の緑 との連続</u> を図った。 ・富士川町特産品の雨畑硯(あめはた すずり)をイメージ したサイン、エントランスホール等の内装の色彩計画と した。 ・町立図書館及び防災備蓄倉庫との合築を行った。	充実した取組が計画されている。(シビックコア地区 /町立図書館及び防災備蓄 倉庫との合築)				
性	景観性	・官庁施設の基本的性能基準に基づき、地域の特性を考慮しつつ、 周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成について配慮され ている。・官庁施設の基本的性能基準に基づき、周辺環境との調和が図ら れ、良好な景観の形成について配慮されている。	 ・面影の残る旧街道側は、低層部として高さを抑えて計画し、高層部は水平窓、庇により5階建てとなる壁面を分節することで周囲の街並との調和を図った。 ・東西軸の建物配置とし、南北に敷地境界からの離隔を確保することにより旧街道、隣地民家に対する圧迫感を抑え、大法師公園の山々への視線を遮らないよう配慮した。 	【事後評価のみ評価対象】				













(1)事業の効果等の発現状況

④事業計画の効果に関する評価【B2】(2/3)

	施策に基づく付加機能(B2)							
分類	評価 項目	確保する性能の水準	主な取組内容	前回評価 (R3再評価)				
環境保全	環境 保全性	・官庁施設の環境保全性基準に基づき、環境保全性の水準を満たし ている。	 ・建築環境総合評価システム (CASBEE) による建築物の環境効率 (BEE値): 1.5 ・窓上に庇を設置することにより日射負荷低減を考慮した。 ・自然エネルギー利用のための特別な対策 (太陽光発電)を行った。 ・LED照明、人感センサー等を活用し、消費電力を大幅に削減を行った。 	充実した取組が計画されて いる。(省エネ化/ 太陽光 発電)				
性	木材利用促進	・公共建築物における木材の利用の促進のための計画に基づき、木 造化、内装等の木質化が図られている。	・国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分の <mark>内装等の</mark> <u>木質化</u> を図った。 ・ <u>車庫及び自転車置場の木造化</u> を図った。	充実した取組が計画されている。(内装等の木質化/車庫・自転車置場の木造化)				













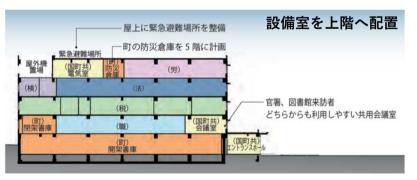
(1)事業の効果等の発現状況

④事業計画の効果に関する評価【B2】(3/3)

	施策に基づく付加機能(B2)							
分類	評価 項目	確保する性能の水準	主な取組内容	前回評価 (R3再評価)				
機能性	ユニバーサル デザイン	 ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。 ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準に基づき、その他の施設については、建築物移動等円滑化基準を満たしている。 	・ <u>建築物移動等円滑化誘導基準に適合</u> している。 ・地上階全てに <u>多機能トイレ</u> を設置した。	充実した取組が計画されて いる。(地上階全てに多機 能トイレを設置)				
安全性	防災性	・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づき、大地震動により 構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著 しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づく計画とした。 ・電気室・発電機室及び町の防災倉庫は、浸水被害のリスクが少ない最上階に配置した。また、水害時対策として、屋上に緊急避難場所を設けた。	【事後評価のみ評価対象】				
経済	耐用性	・官庁施設の基本的性能基準に基づき、目標とする使用期間を考慮 し、適切に構造体及び被覆等の修繕等(ただし、大規模な修繕を 除く。)をすることにより、大規模な修繕を行わずに長期的に構 造耐力上必要な性能を確保できる。	・65年程度使用するために <u>構造耐力上必要な性能を確保</u> し た。	【事後評価のみ評価対象】				
性	保全性	・官庁施設の基本的性能基準に基づき、清掃、点検・保守等の維持管理及び材料、機器等の更新が、効率的かつ安全に行える。	・将来の機器変更に配慮して <u>更新スペースを確保</u> した。	【事後評価のみ評価対象】				









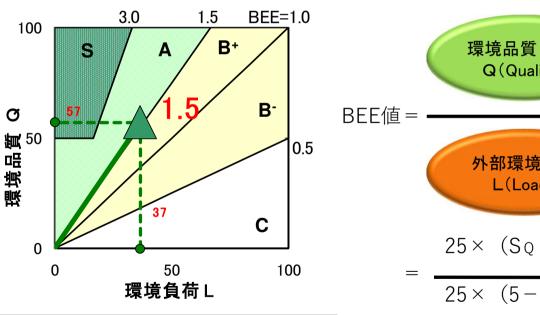
前回評点で想定した効果の発現状況を確認

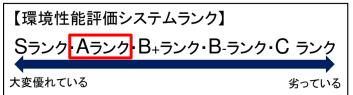
3. 事業目的の達成状況【参考1】

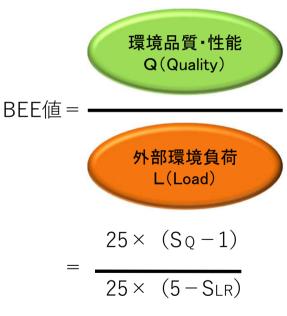
- (1)事業の効果等の発現状況
 - ⑤CASBEE(建築環境総合性能評価システム)

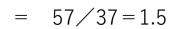
CASBEEとは、建物等を環境性能で総合評価し格付けする手法であり、施設内などの快適性や景観への 配慮等も含めた建物の品質と環境負荷を総合的に評価している。

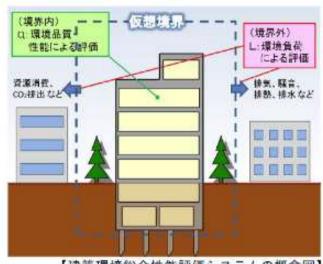
富士川地方合同庁舎は、CASBEE評価において、Aランクとなっている。











【建築環境総合性能評価システムの概念図】

SLR: 仮想境界を越えて建築物から外部に達 する環境影響の負の側面(エネルギー、 資源・マテリアル、敷地外環境)を評価

SQ: 仮想境界内における建築物利用者の生活 アメニティの向上(室内環境、サービス性能、 室外環境(敷地内))を評価

3. 事業目的の達成状況【参考2】

- (1)事業の効果等の発現状況
 - ⑥顧客満足度(CS)調査

職員

アンケート調査の概要(令和6年度実施)

対 象:職員(回収数:62人 回収率:93.9%)

調査内容:「総合満足度」「自席周り」「執務室」「その他

執務スペース」「執務室以外」「快適性」「安心 安全」「地域への影響」に関する項目について、

5段階評価

調査結果

「総合満足度」 4.29 (全施設平均3.66)

満足度が高い項目:「建物外観印象」「施設内移動行き先」

ほとんどの項目で満足度が高く、特に「建 物外観印象」「施設内移動行き先」の満足

度が高い

満足度が低い項目:「駐車場」

「駐車場や出入口が狭い」との意見あり

一般利用者

アンケート調査の概要(令和6年度実施)

対 象:来庁者(回収数:62人 回収率:37.1%)

調査内容:「総合満足度」「利用しやすさ」「快適性」「安

心安全| 「地域への影響 | に関する項目について

5段階評価

調査結果

「総合満足度」 4.13 (全施設平均3.88)

満足度が高い項目:「清掃」「風・におい」

ほとんどの項目で満足度が高く、特に「清掃」「暑さ寒さ」「風・におい」の満足度

が高い

満足度が低い項目:「駐車場」

「来庁者の多い官署のわりに駐車場が狭

い」との意見あり



良好な満足度の結果が得られている。

3. 事業目的の達成状況【参考3】

- (1)事業の効果等の発現状況
 - ⑦富士川町からの意見及び評価(参考)

富士川合同庁舎は、シビックコア地区整備計画として、平成18年1月に国の同意をいただき、 鰍沢地区中心市街地の賑わいの創出及び、交流の場の創出として、町内にある国の施設5官署を集 約した合同庁舎と、町の図書館を合築した中核施設であります。

町では、平成27年に富士川町図書館基本構想を策定し、10万冊の収蔵を可能とするとともに、町民が豊かで活力のある生活を送り、生涯の知的欲求を満たす情報拠点としての図書館を目指し、整備を進めてまいりました。

現在、富士川地方合同庁舎は峡南地域の行政手続等の拠点施設として役割を果たすとともに、複数の施設が1つの建物に集約されたことで、利用者の利便性が大きく向上いたしました。

図書館では、親子での利用や学生の利用も増え、町民の居場所としての機能も発揮しております。 また、庁舎のエントランスロビーや共用会議室を会場として使用させていただき、年間を通じて講演会やワークショップ等も行っており、地域交流・地域活性化・情報発信の施設として、多くの人々が訪れることで賑わいを創出しております。

4. 事業を通して得られた知見・学び

- 本事業では、富士川町シビックコア地区の中核施設として、合同庁舎を整備している。
- 市内に分散していた官署を集約・立体化するとともに、耐震性能不足、老朽、狭あい等を解消することで、施設利用者の利便性、安全性、業務効率を向上させつつ、国有財産の有効活用を図っている。
- また、シビックコア重点整備地区への整備により地域と連携した魅力とに ぎわいのあるまちづくりにも寄与している。
- 顧客満足度(CS)調査において、駐車場についての意見が見られる。

知見、学び



- 今後の事業においても、地方公共団体との連携を図り、より価値の高い事業となるよう、プロジェクトに取り組むことが重要である。
- 敷地内駐車場の計画は、柔軟に二一ズを捉えるとともに、敷地の制約や将来の需要変動等を踏まえ、敷地内の駐車場整備以外の方策も柔軟に執れるよう関係者と連携することが必要である。

5. まとめ

■対応方針(案)

(1)今後の事業評価の必要性、改善措置の必要性

本事業は、事業目的を果たし、かつ、事業の効果も十分発現していると判断できるため、今後の事後評価及び特段の改善措置の必要性はないと考えられる。

(2)同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性は ないと考えられる。

参考資料

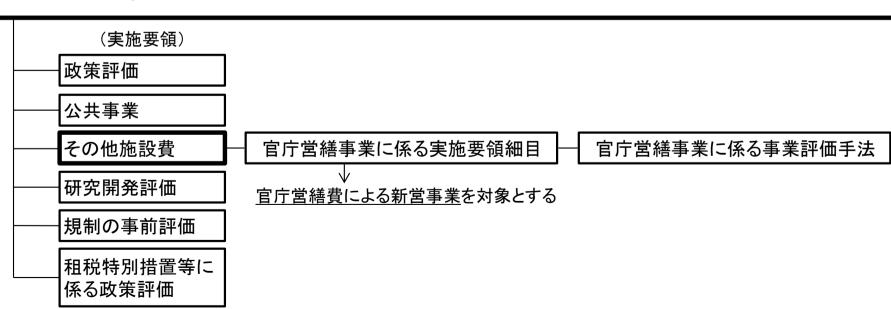
官庁営繕事業の事業評価について

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)

行政機関による政策評価の実施、各省庁における基本計画策定等を義務付け

国土交通省政策評価基本計画(計画期間 令和6年度~令和10年度)

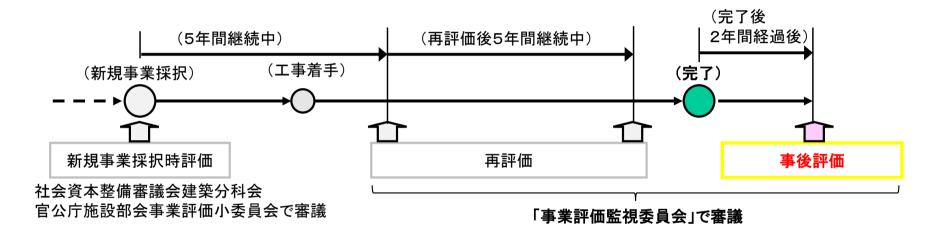
- ○個別公共事業について、事業評価方式による政策評価を実施する。
- ○対象事業:国交省所管の公共事業のうち、維持・管理・災害復旧等に係る事業を除く すべての事業



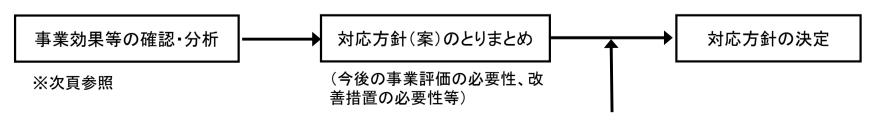
事後評価の考え方

〈完了後の事後評価〉

- ・事業完了後2年間が経過した事業について実施。
- ・事業効果等の確認・分析を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種 事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。



〈事後評価の流れ〉



事業評価の手法

①事業計画の必要性

現在入居している建物の状況から、事業 の必要性を評価

(要件:評点100点以上)

現在入居している建物の状況を項目別に採点

老朽 による弊害解消の 必要性



狭あい 解消の必要性



防災機能の不備 解消の必要性



その他、

分散

借用返還

地域連携

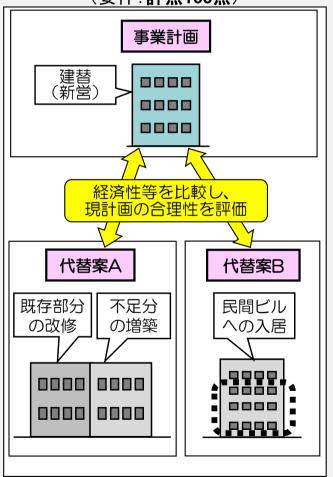
...などの項目について評価する。

現在の建物に問題が多いほど評点が高い(建替えの必要性大)

②事業計画の合理性

同等の性能が得られる代替案の有無を確認し、 事業案と代替案とを経済比較して事業案が最も 経済的であることを確認(代替案がない場合、 事業案が最も合理的とする)

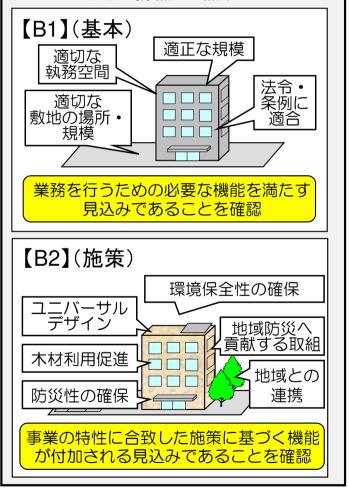
(要件:評点100点)



③事業計画の効果

B1(業務を行うための基本機能)と B2(施策に基づく付加機能)から、事業の効果の発揮見込みを評価

(要件:評点100点以上)



事後評価における事業効果等の確認分析:

前回評点と同様に「①必要性、②合理性、③効果があること」を確認する

2. 評価の指標 ①事業計画の必要性

計画理由	内容評点	100	90	80	70	60	50	40	備考
	施設の老朽(現存率)	50%以下	60%以下	70%以下	80%以下				
老朽	構造耐力の著しい低下	経年、被災等により構造耐 力が著しく低下し、非常に 危険な状態にあるもの							気象条件の極めて過酷な場所にある場合は、左記に基づく評点に10点加算する。
狭あい	庁舎面積(面積率)	0. 5以下	0. 55以下	0. 60以下	0. 65以下	0. 70以下	0. 75以下	0. 80以下	敷地等の関係で増築が可能な場合は、主要素としない。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限 が切れ即 刻立退が 必要なもの		期限付き 立退要求 のもの		なるべく速や かに返還す べきもの なるべく速や		
	借料が高額等の事情により 返還すべき場合			緊急に返還すべきもの			かに返還す べきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互 距離が300m以上で(同 一敷地外)、業務上非常 に支障があるもの		同一敷地内に分散、業 務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
地域	都市計画の進捗	周囲が区画整理等施行済 みで当該施行分のみ未施 行となっているもの	区画整理 等施行中 で早く立ち 退かないと 妨害となる もの		区画整理 等が事業 決定済み であるもの (年度別決 定済)			区画整理等が計画決定 済であるもの	次に該当する場合は、主要素と従要素に区分した上で得られる評点(従要素の場合は評点の10分1。該当する理由がない場合は0点)に、次のいずれかを加算し、当該計画理由の評点とする。 ・シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等の全てが整備済みの場
連携	地域性上の不適			都市計画的にみて地域性 上著しい障害のあるもの、 又は防火地域若しくは準 防火地域にある木造建築 物で延焼の可能性が著し く高いもの		都市計画的にみて地域 性上障害のあるもの、又 は防火地域若しくは準防 火地域にある木造建築 物で延焼の可能性が高 いもの		都市計画的にみて地域 性上好ましくないもの、 又は防火地域若しくは準 防火地域にある木造建 築物で延焼のおそれが あるもの	付分を味く施設、 関連都市登備事業等の宝 (か整備済みの場合は7点、少なくとも全てが建設に着手済みの場合は4点・地方公共団体の施設と合築整備(同一又は隣接する敷地に増築により一体的に整備する場合を含む。以下同じ。)をするもので、その合築整備が確実な場合は、4点・地域防災へ貢献する取組が確実に行われる場合は、4点
立地条件	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの 又は公衆に非常に不便を 及ぼしているもの		位置が不適当で業務上 支障を来しているもの又 は公衆に不便を及ぼし ているもの		位置が不適当で業務上 又は環境上好ましくない もの	
不良	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可 能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は 排水不良等で維持管理 が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は 排水不良等で維持管理 上好ましくないもの	
	災害時における必要機能 に係る施設の不備	施設が不備、かつ運用による代替ができないため、業務の遂行が著しく困難なもの又は人命の安全確保が困難なもの						施設が不備、かつ運用 による代替が十分できな	改修により対応できる場合は、主要素としない。
施設の	必要施設の不備 (災害時における必要機能 に係る施設の不備を除く)	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の 遂行が困難なもの		施設が不備のため業務 の遂行に支障を来して いるもの		障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合は、主要素としない。
不備	採光、換気不良			法令による基準よりはるか に低いもの		法令による基準より相当 低いもの		法令による基準以下で あるもの	主要素としない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき 整備が必要なもの		1-120.00		ISSO OVY			国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし. 機構統廃合による場合は、主要素としない。

主要素の評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた ・点数を「事業計画の必要性」の評点とする。 (合同計画、特定国有財産整備特別会計による計画は各10点加算) 確認 分析

前回評点と比較

【要件】100点以上

各施設で算定し、それぞれの必要計画面積で 加重平均をかけた数値の合計

参考4

2. 評価の指標 ②事業計画の合理性

代替案との比較検討

- ・同等の性能が得られる代替案(建替、改修・増築、民借)の有無を確認した上で、最も有利な代替案と事業案との費用を比較
- •分析期間:庁舎建設期間及び維持管理期間50年間
- ・社会的割引率(4%)を用いて現在価値化を行い費用を算定

[事業案の総費用(千円)	·金額	
1. 初期費用 (建設費、企画設計費)		
2. 維持修繕費 (修繕費、保全費、光熱水費)		
3. 土地の占用に係る機会費用※		
4. 法人税等		
Ⅱ代替案の総費用(千円)	合計	·金額
1. 初期費用 (テナント工事費、移転経費)		
2. 維持修繕費 (光熱水費、賃料)		
3. 土地の占用に係る機会費用※		
4. 法人税等		
【差額】Ⅱ-Ⅰ(千円)		

※土地の占用に係る機会費用について

土地が建物によって占用されることによって失われる、仮にその土地を運用(賃貸等)していたら得られたであろう利益(地代等)

確認·分析

【要件】100点

前回評点と比較

(代替案総費用)-(事業案総費用)≥0 であれば100点(上記以外は0点)

2. 評価の指標 ③事業計画の効果

B1 業務を行うための基本機能 の指標

分 類	項目	1. 1	1. 0	0. 9	0. 8	0. 7	0. 5
	用地の取得・借用	(新規取得か否かを問わず)国有地に建設されている。	必要な期間の用地の利用 (借用を含む。)が担保され ている。			用地の取得上、借用 上の問題があるが、 その問題は解消され る見込みがある。	用地の取得上、借用上の 問題があり、その問題が 解消される見込みがない。
位	災害防止•環境保全	自然的条件からみて災害 防止・環境保全上良好な状態である。	自然的条件からみて災害防止・環境保全上支障がない。		自然的条件からみて 災害防止・環境保全 上軽微な支障がある。		自然的条件からみて災害 防止、環境保全上重大な 支障がある。
<u> </u>	アクセスの確保	施設へのアクセスは良好である。	施設へのアクセスに支障は ない。	施設へのアクセスに軽 微な支障がある。			施設へのアクセスに重大 な支障がある。
置	都市計画その他の土 地に関する計画との 整合性		都市計画その他の土地利 用に関する計画と整合して いる。	都市計画その他の土 地利用に関する計画と 整合していないが、整 合する見込みがある。			都市計画その他の土地利 用に関する計画と整合し ておらず、整合する見込 みがない。
	敷地形状等		敷地全体が有効に利用され ており、安全・円滑に敷地へ の出入りができる。		敷地の一部が有効に 利用できない。	敷地への安全・円滑 な出入りに軽微な問 題がある。	敷地の有効利用または敷 地への安全・円滑な出入 りに重大な問題がある。
+1	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な 規模となっている。		業務内容等に対し、 やや不適切な規模と なっている。		業務内容等に対し、著しく 不適切な規模となってい る。
模	敷地の規模		建築物の規模及び業務内 容に応じ、適切な規模となっ ている。	建築物の規模及び業 務内容に対し、やや不 適切な規模となってい る。(駐車場の不足な ど)			建築物の規模及び業務内 容に対し、著しく不適切な 規模となっている。
構造	機能性(業務を行う ための基本機能に該 当する部分)		執務に必要な空間及び機能 が適切に確保されている。		執務に必要な空間及 び機能が適切に確保 されていない。		執務に必要な空間及び機 能が確保されない。
- 評							

確認•分析

【要件】100点以上

前回評点と比較

各評価項目の係数を全て 掛合わせて100を乗じた数値

2. 評価の指標 ③事業計画の効果

B2 施策に基づく付加機能の発現状況の確認

分類	評価項目	確保する性能の水準(※1)						
	地域性	・官庁施設の基本的性能基準に基づき、地域の特性とともに、地域の活性化等地域社会への貢献について配慮されている。						
	地埃江	・官庁施設の基本的性能基準に基づき、地域の特性について配慮されている。						
社会性	景観性	・官庁施設の基本的性能基準に基づき、地域の特性を考慮しつつ、周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成について配慮 されている。						
		・官庁施設の基本的性能基準に基づき、周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成について配慮されている。						
環境保全性	環境保全性	・官庁施設の環境保全性基準に基づき、環境保全性の水準を満たしている。						
垛况 床主[工	木材利用促進	・公共建築物における木材の利用の促進のための計画に基づき、木造化、内装等の木質化が図られている。						
機能性	ユニバーサル デザイン	・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物移動等円滑 化誘導基準を満たしている。						
	7 7 12	・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準に基づき、その他の施設については、建築物移動等円滑化基準を満たしている。						
		・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づき、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、 人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための十分な機能確保が図られている。						
安全性	防災性	・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づき、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための機能確保が図られている。						
		・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づき、大地震動により構造体の部分的な損傷が生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。						
経済性	耐用性	・官庁施設の基本的性能基準に基づき、目標とする使用期間を考慮し、適切に構造体及び被覆等の修繕等(ただし、大規模な修繕を除く。)をすることにより、大規模な修繕を行わずに長期的に構造耐力上必要な性能を確保できる。						
一 作玉/月 工	保全性	・官庁施設の基本的性能基準に基づき、清掃、点検・保守等の維持管理及び材料、機器等の更新が、効率的かつ安全に行える。						

※ 個別の事業特性に応じて本表に記載のない付加機能を加えることを妨げない。

確認•分析

整備内容に基づき確認

各評価項目において実施した 施策に応じて発現状況を確認